

## 村発注工事における一次下請業者の社会保険等加入業者への限定について

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図るとともに、技能労働者の処遇を改善し、建設業において将来の担い手を確保するため、工事請負約款を改正し、次のとおり取り扱います。

### 1 概要

元請業者が、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入である建設業者（適用除外業者を除く。）を一次下請契約の相手方とすることができないこととします。また、請負代金内訳書の提出を求める場合には、内訳書への法定福利費の明示を義務付けることとします。

### 2 社会保険等加入状況の確認方法

監督員が、提出された「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況の欄」で確認します。受注者におかれましては、一次下請を予定している業者と契約する際は、当該業者の社会保険等の加入状況を「経営事項審査結果通知書」、「各保険の領収済通知書」等により把握していただきます。

### 3 未加入業者と契約を締結した場合の措置

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合、契約違反により、元請業者に対し指名停止措置等を検討します。

（特別な事情がある場合とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難となることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。なお、この場合においても、指定期間内に社会保険等へ加入を義務付けるものとし、当該期間内に加入しなかった場合は、指名停止措置等を検討します。）

### 4 適用日

平成30年7月2日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用します。

### 5 改正後の契約約款

工事標準請負契約約款の下線部を追加

(工事工程表及び請負代金内訳書)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し発注者に提出しなければならない。

2 発注者は必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることができる。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(下請負人の通知)

第7条 受注者は、この工事の一部について下請負により施工しようとするときは、下請負契約の締結後7日以内に、発注者に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知をしなければならない。

(下請契約の制限)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない。

お問い合わせ 舟橋村総務課

電話 076-464-1121